平成２５年（フ）第１３５号
広島市南区宇品西６丁目１番28―605号
破産者　井原眞由美
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２号
山口県下関市汐入町26番14号、前住所山口県下関市熊野町３丁目５番30号
破産者　石井　浩己
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
福岡県遠賀郡水巻町二東３丁目１番11号
破産者　杉原喜久秋
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６号
熊本県玉名市岱明町庄山835番地２
破産者　徳山　公司
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３９号
大分県中津市沖代町２丁目２番15号
破産者　石川　弘喜
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
大分県杵築市大田沓掛277番地
破産者　宮川　岩雄
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
大分県中津市三光成恒459番地
破産者　久永　秀樹
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上3642番地
破産者　川西章央こと　川西　幸夫
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３９９号
大阪府枚方市藤阪元町２丁目５番17号、住民票上の住所大阪府枚方市長尾谷町２丁目２番地の１　711
破産者　辻工業こと　辻　　雅之
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７６１号
大阪府茨木市春日４丁目１番３号
破産者　岩本　良浩
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３７７号
大阪市東成区東今里１―１―22、住民票上の住所大阪市住之江区平林南２丁目１番20―1406号　西田方
破産者　山﨑奈都子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２９号
大阪府豊中市永楽荘３丁目11番３―110号
破産者　向井　勇人
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０５号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台３丁目９番地31
破産者　坂本秀明こと　禹　　秀明
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目11番15―103号　ファミリーマンション田中
破産者　成年被後見人　寺岡　　稔
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第８４２号
札幌市東区北17条東15丁目４番20―401号
破産者　藤岡末理子
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９号
秋田県横手市睦成字吉沢上台63番地　県営住宅76―２―３
破産者　髙城　英臣
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２５号
茨城県行方市四鹿382番地
破産者　根本　新威
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第３２号
茨城県神栖市溝口4539番地36
破産者　池田　忠嗣
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第３２８号
川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎１―104
破産者　原　みどり
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係